

[事案 2025-49] 転換契約取消請求

・令和7年12月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年2月に契約した個人年金保険（契約①）を、令和6年11月に終身保険（契約③）に転換し、平成13年4月に契約した終身保険（契約②）を、令和6年11月に組立型保険（契約④）に一部転換したが、以下の理由により、契約③④の取消しを求める。

- (1)募集人から、契約③は介護・身体障害にも備えられて払込保険料が1000円程度上がるだけだと説明されていたが、実際は、転換によって契約①が消滅し、契約①の解約返戻金が保険料に充当されるものであり、1000円程度上がるだけとの説明と違っていた。
- (2)募集人から、契約④はオプションで1万円の負担増になるが、入院1日目から一時金を受け取れるようになると説明されたが、実際は、契約②のリーズナブルな特約3つを外し、契約④の保険料に充当するものであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約③④への転換の際、募集人は申立人に対し、パンフレット、設計書、注意喚起情報を渡した上で、契約③④の保障内容、見直し制度、見直しを提案する理由についての説明を行っている。
- (2)設計書および注意喚起情報には、契約①を契約③へ、契約②の災害入院特約、疾病特約、障害保障特約を契約④へ見直すことが記載されており、募集人はこれらの内容に反する説明をしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。